『日本農業研究所賞』案内

東京都千代田区紀尾井町３番 29 号

公益財団法人　日本農業研究所

電話：０３－３２６２－６３５１

FAX ：０３－３２６２－６３５５

http://www.nohken.or.jp/

１．日本農業研究所賞とは

この賞は、（公財）日本農業研究所が定款の定めるところに従い、「農業に関する学術研究上の顕著な貢献をした者」を表彰し、その研究業績が今後の農業の発展にも貢献することを期待するものです。昭和 40 年度が第１回目で、概ね隔年度毎に実施され、今回は第 32 回目に当たります（参考資料－過去の受賞者一覧）。毎回の受賞者は、推薦による受賞候補者の中から選考決定され（３件以内）、１件当たり 100 万円の賞金が授与されます。

農業に関する学術研究は、その専門分野が多岐にわたり研究組織も多数に上ることから、本表彰事業の趣旨を幅広く適正に実現するため、受賞候補者の推薦及び選考につき次のように行っています。

①受賞候補者の推薦について、官・民、中央・地方の農業に関する学術研究を行う大学、試験研究組織にお願いするほか、いわば研究成果の利用評価の可能な農業団体、マスコミ、行政にも広くお願いし、合計 430 余りの組織等に推薦を依頼しています。また、推薦期間も約半年間の長期に設定しています。②受賞者選考については、日本農業研究所賞表彰規程に基づき、理事会が農業に関する学術研究の主な分野を代表する選考委員を委嘱し、選考委員会で受賞候補者を選考し、理事会で受賞者を決定します。

（参考）選考スケジュール（第 31 回の例）

令和５年 11 月 30 日　募集締め切り
令和６年　３月　８日　受賞候補者の決定（選考委員会）
令和６年　３月 15 日　受賞者の決定（理事会）

２．公益財団法人日本農業研究所定款（抄）

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人日本農業研究所（以下「研究所」という。）と称する。

（事務所）

第２条　研究所は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　研究所は、農業及び農村に関し、必要な調査研究を行うとともに、その成果を普及することにより、学術及び国民経済の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第４条　研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）農業及び農村に関する調査研究
（２）農業及び農村に関する調査研究の成果の普及
（３）農業及び農村に関する調査研究の助成
（４）農業及び農村に関する学術研究上の顕著な貢献をした者の表彰
（５）不動産の貸付け
（６）その他研究所の目的を達成するために必要な事業

２　前項に掲げる事業は、日本全国において行うものとする。

（以下省略）

３．日本農業研究所賞表彰規程

第１条　公益財団法人日本農業研究所定款第 45 条の規定に基づき、本規程を定める。

第２条　日本農業研究所（以下「本所」という。）は、農業に関する学術研究上顕著な業績をあげ、斯学の発展に多大の貢献をなした者を表彰するため、その者に対し、日本農業研究所賞（以下「本賞」という。）を授与する。

第３条　本賞は、賞状及び賞金とし、賞金の額は、１件につき 100 万円とする。

２　共同研究の場合の賞金の額は、第１項の賞金の額と同額とする。

第４条　本賞の授与は、隔年、３件以内につきこれを行う。

第５条　本所は、本賞受賞候補者（以下「候補者」という。）を広く求める趣旨により、農学に関する学会・大学・研究機関・団体および個人に対し候補者の推薦を依頼するものとする。

第６条　本所に、候補者を選考し決定するため、公益財団法人日本農業研究所賞受賞候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。

２　選考委員会は、10 人以上 15 人以内の委員をもって組織する。

３　委員の委嘱は、選考の都度広く学識経験のある者のうちから、理事会の議を経て理事長が行う。その場合、理事長および理事以外の学識経験者が半数以上を占めるものとする。

４　選考委員会には、委員長および委員長代理をそれぞれ１人おき、委員長は委員が互選し、委員長代理は委員長が指名するものとする。

第７条　理事長は、当該年度の６月以降選考委員会を招集するものとする。

第８条　選考委員会は、必要に応じ、理事長と協議のうえ、専門委員を委嘱して特別の事項を審議させることができる。

第９条　委員および専門委員は、審査の経過を外部にもらしてはならない。

第 10 条　選考委員会の決定は、委員の３分の２以上の出席により、出席した委員の過半数をもって行うものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第 11 条　理事会は、選考委員会の報告に基づき、本賞の受賞者を決定する。

第 12 条　理事長は、当該年度の３月末日までに選考の結果を公表する。

第 13 条　本賞の受賞者の表彰式は、原則として、５月 10 日に行う。

第 14 条　この規程の施行についての細則は、別に定める。